

第四十号様式 (第八条関係) (A4)

建築する床面積の合計が10㎡を超える場合に提出してください。

建築基準法第15条第1項の規定による

建築工事届

(第一面)

年 月 日

山口県知事 様

建築主

氏名 ○○ ○○  
郵便番号 ○○○-○○○○  
住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号  
電話番号 ○○○-○○○-○○○○

建築主の押印は不要です。

工事施工者 (設計者又は代理人)

氏名 代表取締役 ○○ ○○  
営業所名 (建築士事務所名) ○○建設株式会社  
郵便番号 ○○○-○○○○  
所在地 ○○県○○市○○町○丁目○番○号  
電話番号 ○○○-○○○-○○○○

工事施工者が未定の場合は設計者又は代理人を記入してください。

工事監理者

氏名 一級建築士 ○○ ○○  
営業所名 (建築士事務所名) 株式会社○○設計一級建築士事務所  
郵便番号 ○○○-○○○○  
所在地 ○○県○○市○○町○丁目○番○号  
電話番号 ○○○-○○○-○○○○

建築確認

確認済証番号 第 年 月 日  
確認済証交付年月日 年 月 日  
確認済証交付者

記入不要  
※確認機関にて記入します。

除却工事施工者

氏名 代表取締役 ○○ ○○  
営業所名 株式会社○○工務店  
郵便番号 ○○○-○○○○  
所在地 ○○県○○市○○町○丁目○番○号  
電話番号 ○○○-○○○-○○○○

印

既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。  
社印を押印してください。

※受付経由機関記載欄

建築工事届に係る作成上の注意事項及び記入例 (R02.3)

+

(第二面)

【1. 建築主】の【イ. 種別】が、「(4)会社」の場合のみ記入が必要です。

※兼業の場合は、売上高が最も大きい業種

※【ハ. 資本の額又は出資の総額】欄の記入漏れや桁間違いに御注意ください。

【1. 建築主】

【イ. 種別】 (1)国 (2)都道府県 (3)市区町村 (4)会社 (5)会社でない団体 (6)個人

【ロ. 業種】 (1)農林水産業 (2)鉱業、採石業、砂利採取業、建設業 (3)製造業 (4)電気・ガス・熱供給・水道業 (5)情報通信業 (6)運輸業 (7)卸売業、小売業 (8)金融業、保険業 (9)不動産業 (10)宿泊業、飲食サービス業 (11)医療、福祉 (12)教育、学習支援業 (13)その他のサービス業 (14)国家公務、地方公務 (15)他に分類されないもの

【ハ. 資本の額又は出資の総額】 百万円

【2. 敷地の位置】

【イ. 地名地番】 ○○県○○市○○町○○丁目○番○号

忘れず記入してください。

【ロ. 都市計画】 (1)市街化区域 (2)市街化調整区域 (3)区域区分非設定都市計画区域 (4)準都市計画区域 (5)都市計画区域及び準都市計画区域外

【3. 工事予定期間】

日数が 15 日以下は切り捨ての上、月数を記入してください。

令和 ○年 ○月 ○日から  
令和 ○年 ○月 ○日まで  
○年 ○月間

【4. 工事種別】は敷地単位で判断します。  
新築：建物のない敷地に新築する場合  
増築：別棟新築も含まれます

【4. 工事種別】 (1)新築 (2)増築 (3)改築 (4)移転

【5. 主要用途】

(1)居住専用建築物 ( )  
(2)居住産業併用建築物 ( 28 )  
(3)産業専用建築物 ( )

別表 1 から選択し、記入してください。

別表 2 から選択し、記入してください。

【6. 一の建築物ごとの内容】

【イ. 番号】 ( 1 ) ( ) ( )

【ロ. 用途】 ( 多用途 ) ( 多用途 ) ( 多用途 )

(1)事務所等 (1) 1の建築物の中に2以上の用途がある場合は、  
(2)物品販売業を営む店舗等 (2) 一番大きい床面積の用途について記入すると  
(3)工場、作業場 (3) ともに、(多用途)を○で囲んでください。  
(4)倉庫 (4)倉庫  
(5)学校 (5)学校  
(6)病院、診療所 (6)病院、診療所  
(9)その他 (9)その他

【ハ. 工事部分の構造】 (1)木造 (1)木造  
(2)鉄骨鉄筋コンクリート造 (2)鉄 2以上の構造がある場合は、一番大きい床  
(3)鉄筋コンクリート造 (3)鉄 面積の部分の構造を記入してください。  
(4)鉄骨造 (4)鉄 なお、柱と梁で構造が異なる場合は、柱の  
(5)コンクリートブロック造 (5)コ 構造を記入してください。  
(6)その他 (6)そ また、アルミニウム合金造の場合は、鉄骨  
造を選択してください。

床面積は、小数第1位まで記入し、第2位を四捨五入してください。  
(以下共通)

【ニ. 工事部分の床面積の合計】 ( 118.8 m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )

【ホ. 建築工事費予定額】 ( 2,340 万円 ) ( 万円 ) ( 万円 )

【ヘ. 地上の階数】 ( 2 ) ( ) ( )

【ト. 地下の階数】 ( 0 ) ( ) ( )

【7. 新築工事の場合における敷地面積】 280.5 m<sup>2</sup>

記入漏れに御注意ください。  
なお、建築工事費には、建築設備費を含んだ額を記入し、土地代や外構工事費、消費税は含めません。

敷地単位で新築の場合に記入してください。

第三面は、第二面の【5. 主要用途】が、「(1)居住専用建築物（記号が01及び02に限る。）」又は「(2)居住産業併用建築物」の場合に記入してください。

新たに住戸数が増加する場合には「新設」を、それ以外は「その他」を選択してください。  
《例①》長屋建住宅に新たに住戸を増築する場合：「新設」の「(2)増築」を選択  
《例②》一戸建住宅に一部増築する場合：「その他」の「(2)増築」を選択

(第三面)

【1. 住宅部分の概要】

【イ. 番号】 1

【ロ. 新設とその他の別】 新設 ((1)新築 (2)増築 (3)改築)  
その他( (2)増築 (3)改築)

【ハ. 資金】 (1)民間資金 (2)公営 (3)独立行政法人住宅金融支援機構  
(4)独立行政法人都市再生機構 (5)その他

【ロ. 新設とその他の別】が「新設」の場合に記入してください。  
なお、自己資金や銀行等の融資で建築される際は、「(1)民間資金」を選択してください。

【ニ. 建築工法】 (1)在来工法 (2)プレハブ工法 (3)枠組壁工法

在来工法：プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法  
プレハブ工法：住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を  
工場で生産し、現場で組立建築する工法  
枠組壁工法：木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打  
ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法（2×4工法等）

【ホ. 種類】 (1)専用住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)  
(2)併用住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)  
(3)その他の住宅 ((1)一戸建住宅 (2)長屋建住宅 (3)共同住宅)

専用住宅：専ら居住の目的だけのための住宅  
併用住宅：住宅内に店舗、事務所、工場及び作業場、診療所等の業務の用に供する部分  
があつて居住部分と機能的に結合しているもの  
その他の住宅：工場、学校、官公署、旅館、下宿、浴場、社寺等の建築物に附属して、  
これらと結合している住宅  
○居住部分の床面積が床面積全体の20%以上 ⇒ 併用住宅  
○居住部分の床面積が床面積全体の20%未満 ⇒ その他の住宅

【ヘ. 利用関係】 ((1)持家 )((2)貸家 )((3)給与住宅 )((4)分譲住宅 )

「(1)持家」は、【1. 建築主】が(1)個人の場合のみ  
選択します。

「(3)給与住宅」とは、会社、官公署、学校等がその社  
員、職員、教員等を居住させる目的で建築するものです。

【ト. 戸数】 ( 1 戸)( 戸)( 戸)( 戸)  
【チ. 工事部分の ( 99.0 m<sup>2</sup>)( m<sup>2</sup>)( m<sup>2</sup>)( m<sup>2</sup>)  
床面積の合計】

住宅部分のみの床面積を記入してください。  
※併用住宅：住宅以外の用の供する部分を除いた床面積  
※共同住宅：共用部分（共用廊下、エントランス等）も含めた床面積

第四面は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。  
 (第二面) の【4. 工事種別】が「(4)改築」の場合も記入が必要です。

(第四面)

- 【1. 主要用途】 (1) 居住専用建築物 ( 01 )  
 (2) 居住産業併用建築物 ( )  
 (3) 産業専用建築物 ( )
- 【2. 除却要因】 (1) 老朽して危険があるため (2) その他
- 【3. 構造種別】 (1) 木造 (2) その他
- 【4. 建築物の数】 1
- 【5. 住宅の戸数】 1 戸
- 【6. 住宅の利用関係】 (1) 持家 (2) 貸家 (3) 給与住宅
- 【7. 建築物の床面積の合計】 105.6 m<sup>2</sup>
- 【8. 建築物の評価額】 5,000 千円

別表1から選択し、記入してください。

別表2から選択し、記入してください。

固定資産税評価額等を参考に、適正な金額を記入してください。

(その他)

建築工事届の様式の欄外に記載された(注意)書きも御確認の上、作成してください。

**別表1**

第二面の5欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分	記号
居住専用住宅(附属建築物を除く。)	01
居住専用住宅附属建築物(物置, 車庫等)	02
寮, 寄宿舎, 合宿所(附属建築物を除く。)	03
寮, 寄宿舎, 合宿所附属建築物(物置, 車庫等)	04
他に分類されない居住専用建築物	05

別表2

第二面の5欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業, 林業, 漁業, 水産養殖業	11
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食料品製造業, 飲料・たばこ・飼料製造業, 繊維工業, 木材・木製品製造業, 家具・装備品製造業, パルプ・紙・紙加工品製造業, 印刷・同関連業, プラスチック製品製造業 (記号15から記号18までに該当するものを除く。), 窯業・土石製品製造業	14
	化学工業, 石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業, 非鉄金属製造業, 金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業, 生産用機械器具製造業, 業務用機械器具製造業, 電子部品・デバイス・電子回路製造業, 電気機械器具製造業, 情報通信機械器具製造業, 輸送用機械器具製造業	17
	ゴム製品製造業, なめし革・同製品・毛皮製造業, その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20
	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業	通信業	23
	放送業, 情報サービス業, インターネット附随サービス業	24
	映像・音声・文字情報製作業 (新聞業及び出版業を除く。)	25
	映像・音声・文字情報制作業 (新聞業及び出版業に限る。)	26
運輸業	鉄道業, 道路旅客運送業, 道路貨物運送業, 水運業, 航空運輸業, 倉庫業, 運輸に附帯するサービス業	27
卸売業, 小売業	卸売業, 小売業	28
金融業, 保険業	金融業, 保険業	29
不動産業	不動産取引業, 不動産賃貸業・管理業 (駐車場業を除く。)	30
	不動産賃貸業・管理業 (駐車場業に限る。)	31
宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食店, 持ち帰り・配達飲食サービス業	33
教育, 学習支援業	学校教育	34
	その他の教育及び学習支援業 (社会教育に限る。)	35
	その他の教育及び学習支援業 (学習塾及び教養・技能教授業に限る。)	36
	その他の教育及び学習支援業 (記号35及び記号36に該当するものを除く。)	37
医療, 福祉	医療業, 保健衛生	38
	社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	郵便業 (信書便事業を含む。), 郵便局	40
	学術・開発研究機関, 政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業 (旅行業に限る。)	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業, 専門サービス業, 広告業, 技術サービス業, 洗濯・理容・美容・浴場業, その他の生活関連サービス業 (旅行業を除く。), 協同組合, サービス業 (他に分類されないもの) (記号41及び記号44に該当するものを除く。)	45
	国家公務, 地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99